

第 2 回 海岸管理のあり方検討委員会 主なご意見

1. 海岸管理における減災対策の明確化

(1) 減災機能を有する海岸保全施設の整備の推進

【減災機能を有する海岸保全施設の整備】

- ・ 海岸保全施設は減災機能を有するので、その機能をより強化し、整備していくという考え。そのための構造の検討もしていく。
- ・ 基本的にすべての海岸保全施設が減災機能を有するべきということならば、(減災機能を有しない施設もあると誤解されないよう)「海岸保全施設の減災機能の評価とその整備の推進」などとしたほうがわかりやすい。
- ・ 減災機能には、浸水高を減らす観点とともに、避難のための時間を稼ぐという観点も重要。
- ・ 実際に動かしていくことが重要。まずは色々やってみるしかない。減災について、どこまでやるのかは難しい。
ある程度地域によって幅が出てくるのはやむを得ないのではないか。

【樹木の活用】

- ・ 「減災対策の一つとして、樹木を活用」の部分について、減災機能を有するのは樹木だけではなく、盛土や自然地形などもあるので幅広い表現にすべき。
- ・ 「緑の防潮堤」については、効果を検証し、堤防本体に影響のないような構造にするべき。

【新技術導入マニュアル等の整備】

- ・ 「減災」については、新たな考えであり、早期の技術の確立、普及、人材育成が必要であること等を盛り込むべき。
- ・ 堤防を粘り強くするために、どこまでやるか現場で判断しやすいようにできると良い。
- ・ 防災・減災の考え方の整理、技術の向上に合わせ、既存の技術基準を定める省令についても見直していく必要がある。
- ・ 減災の考え方の導入に当たって、堤防の構造に対する考え方を明確にしていく必要がある。

(2) 沿岸域の防災・減災のための仕組みづくり

- ・ 減災の概念を導入すると、避難などの観点から市町村との連携が必要であり、記述すべき。

- ・ 海岸管理について、東北での取組みのような地域性の発揮がより見えるようにすべき。
- ・ 河川の河口部の堤防高が津波に対し十分であるか注意する必要がある。
- ・ 「沿岸域」という語より、エリアのイメージがもっと出るような表現にしてほしい。

2. 海岸の維持管理の充実

(1) 適切な維持管理のための仕組みづくり

- ・ 維持管理については、施設ごとに具体的な点検項目などのマニュアルをしっかりと作っていく必要がある。
- ・ 建設年が古く、図面がないため構造等が不明なものも含めてどのように対策を行っていくのかを考えることが必要。
- ・ 海岸保全区域を50mを超えて指定しようとする場合には、他の行政との連携についても検討し、慎重に行うべき。
- ・ 海岸の地形や保全に影響を与える区域については、海岸保全区域とは別に、範囲を広くとってモニタリング等により状況を把握すべき。
- ・ 維持管理、危機管理のための人材育成、研修・訓練が重要である。

(2) 海岸管理に関するデータベース（カルテ）の構築

- ・ 具体のデータベースは、メリハリをつけて、使いやすく管理しやすいものとする必要がある。
- ・ データベースの構築に当たっては、その活用目的、どのような使い方をするのかよく考えるべき。
- ・ データベースについては、GISの情報とリンクさせ、背後地の状況も取り入れられるとよい。

(3) 新技術の開発・導入

- ・ 新技術の積極的な導入を図るべき。技術者の養成にも努める必要がある。
- ・ 新素材の活用については、海岸沿いの厳しい環境に適したコンクリート素材等もあるので、沖ノ鳥島だけでなく、通常の維持管理でも導入していくべき。

(4) 水門・陸閘等の適切な運用の確保

- ・ 水門・陸閘の常時閉鎖、自動化・遠隔化を進めるとともに、手動のものについては操作員の安全をしっかりと考えるという方向で考えるべき。
- ・ 地震時の水門等の操作については、東日本大震災後に検討された河川分野での考え方と整合を図る必要がある。

(5) 市町村、民間団体等との連携強化

- ・ 維持管理のアウトソーシング化、NPOとの連携を図るべき。
- ・ 市町村が日常管理を行うことにより、防災、減災、避難がうまくできるようになるという側面もある。
- ・ 維持管理、点検について、人手、技術者が不足しているのであれば、地域で生活しているOB等にモニタリングをお願いすることも考えられる。
- ・ 市町村、NPOとの連携と併せ、例えば、環境など各都道府県、市町村の関連する施策、条例との連携を強化するべき。
- ・ 海岸利用に対する受益者負担について、費用だけでなく、使用やイベントに伴う利益の還元など柔軟に検討することが必要。
- ・ 海岸の占用料等を、各都道府県の条例等を活用し、海岸の管理に還元されるような仕組みを考えることはできないか。

(6) 国の支援・関与

- ・ 国もデータベースのプロトタイプを作るなど積極的に関与すべきである。
- ・ 維持管理にかかる国の支援として、道路分野で導入したような、地方公共団体に代わって修繕を代行するような仕組みも検討してはどうか。

3. 国土保全、沖ノ鳥島の保全

(1) 侵食対策

- ・ 総合土砂管理については、時間がかかるかもしれないが、しっかり取り組んでいくべき。
- ・ 総合土砂管理については、重要な課題であるのでもう少し上位に見出しを掲げて取り組んでいく姿勢を示すべき。
- ・ 総合土砂管理においては、国、複数県、民間企業が関係しているので、国レベルでの調整が必要となる。
- ・ 海岸法では、沿岸方向には複数県にまたがることを想定していたが、総合土砂管理では内陸部にまで広げて考えることが必要。
- ・ 総合土砂管理については、体制を強化し、より積極的に進めるべきである。次回、両県から海岸の侵食に関連して、河川部局や港湾部局とどのように連携しているのかお聞きできればありがたい。
- ・ 侵食対策については難しい問題ではあるが、モニタリングをしっかりとし、砂浜を含めてデータの管理をしていく必要がある。

(2) 地球温暖化

- ・ 地球温暖化への対応は、維持管理、補修、更新に合わせ、かさ上げなどを行うものであり、これが実際に動くような仕掛けが必要である。
- ・ 温暖化対策については、リスク評価、情報提供を進め、背後地の土地利用をどうしていくのか検討していくべきである。

(3) 沖ノ鳥島の保全

4. その他

- ・ 海岸の補助事業が減少していることについて、どのような状況か整理してほしい。
- ・ 海岸、国土保全における国の役割を明確にしておくことが重要。単独の県ではできない部分について国がやるべき役割を明確化する必要がある。波や地形の情報は国土保全という観点から国がデータを取得、分析して戦略を立てる仕組みが必要。そのための人材の育成も必要。